

通常の学級や特殊学級に在籍する障害児の 心身の健康状態と養護教諭の役割について

イイジマク ミミコ シジョウミ ユキ ヒロセ ハルオ
飯島久美子* 四條美由紀^{2*} 広瀬 東男^{3*}

目的 通常の学級ならびに特殊学級に在籍する障害児の心身の健康状態を明らかにし、養護教諭の役割について検討することを目的とする。

方法 Y県内の公立小学校の校長、および特殊学級のある小学校では特殊学級の担任を対象として、平成10年6月～8月末に郵送による自記式アンケート調査を行った。アンケートの項目は、1)校長：特殊学級設置の有無、特殊学級や養護学校対象と考えられる児童の有無等、2)特殊学級担任：障害児教育経験の有無、子どもたちの障害状況、養護教諭との関わりなどである。

結果 回答の得られた135校のうち、特殊学級のない学校(87校)で、特殊学級、あるいは養護学校の対象となる児童がいるのは27校で41人、特殊学級のない学校のみでの頻度は約0.3%となった。特殊学級在籍の児童は177人であり、主障害の種類は、知的障害が最も多く142人(79.8%)であった。重複障害のある児童は77人(43.3%)、障害に対して医療を必要とする児童が61人(34.3%)となっていた。特殊学級担任と養護教諭との関わりでは、日頃から「よく取れている」、「普通」をあわせると約9割で、その内容は「障害やその対処法を知る」、「障害児への生活指導」などであった。

結論 通常の学級にも種々の障害児が在籍している。特殊学級の担任であっても、こうした児童に対する教育だけではなく、一般児童との交流、合併症への対処等悩みは多い。担任一人、あるいは学校の中だけで解決できる問題ではなく、医療機関、教育機関等とのネットワークをつくり、組織的な対応が必要である。また、養護教諭は障害児の健康面での専門家とみられており、学校でのアドバイザー並びに医療機関との橋渡しとしての役割が期待されるのではないだろうか。

Key words : 障害児, 通常学級, 特殊学級, 養護学校

1 はじめに

わが国の教育体制は分離教育を立前としており、原則としては何らかの障害をもつ子どもの教育は、その障害の種類や程度に応じて特殊教育諸学校、あるいは通常学校の中の特殊学級でなされることになっている。

しかし、70年代に広がったノーマライゼーションの考え方により、障害をもつ子どもも在宅で生

活するものが増えてきている。そうした中で、わが国では1979年に養護学校が義務化となったわけであるが、世界的な動向とは矛盾する状況であった。結果として、養護学校には非常に重度の子どもたちが入学するようになる一方で、保護者の様々な理由から障害をもつ子どもであっても通常の学級に在籍するようになってきている^{1,2)}。

障害児にとっては、いわゆる健常児と一緒に学習することで社会性が広がり、また健常児の方では障害児の理解につながると考えられる。しかし、障害児の指導の面で問題がないわけでもなく、平成5年度より通級制度が始められた。

一方、特殊学級では、障害の重度化や複雑化により対応が困難な例も増加してきているといわれ

* 山梨大学

^{2*} 南アルプス市役所

^{3*} 山梨大学付属養護学校

連絡先：〒409-3898 山梨県中巨摩郡玉穂町下河東1110 山梨大学 飯島久美子

ている。肢体不自由養護学校では医療的ケアが問題となっているが、知的障害の子どもたちにも、てんかんの合併、肥満等種々の健康問題がある^{3,4)}。そのため、制度上も、また教育理論の面でも相互に隔絶している障害児教育と通常教育との狭間にたったこうした子どもたちだけでなく、学校現場でも様々な問題が生じていることが予想される。

そこで今回、Y県内での通常学校（特殊学級、通常学級）における障害児の就学状況、および心身の健康状態を調査し、どのような問題が起こっているのかを明らかにするとともに、学校内の心身の健康管理をする立場である養護教諭の役割を明らかにすることを目的とし、本研究を行った。

II 対象と方法

対象はY県内の公立小学校224校の校長、およびこれらのうち特殊学級のある61校については特殊学級の担任である。ただし、特殊学級担任が複数の学級では、代表1人に記入してもらうこととした。

方法は、郵送法による自記式アンケート調査である。学校長に対するアンケートの項目は、学校規模、特殊学級設置の有無、特殊学級や養護学校対象と考えられる児童の有無等である。特殊学級担任に対するアンケート項目は、学級規模、障害児教育経験の有無、子どもたちの障害状況、養護教諭との関わりなどである。

調査期間は平成10年6月から8月末である。

データの統計処理にはパソコン用解析ソフトSPSS for Windows Ver. 11.0を用いた。

III 結 果

1. 学校長に対するアンケート調査より

1) 学校長の属性

学校長135人より回答を得た（回収率：60.3%）。このうち特殊学級を有する学校の学校長は47人（34.8%：以下A群とする）、特殊学級のない学校の校長は87人（64.4%：以下B群とする）であった。なお、特殊学級の有無が無記入の者が1人（0.7%）みられた。

これら学校長の教員経験の平均年数、障害児教育に携わった経験の有無とその年数について表1に示す。障害児教育の経験のある者がA群に多

表1 特殊学級の有無別学校長の教育経験年数、障害児教育の経験、及び障害児の有無

	特殊学級			
	あり (A群：N=47)		なし (B群：N=87)	
教員経験年数（年）	26.2±13.7 (N=46)		22.1±14.4* (N=85)	
(* P<0.05 : t-test)				
障害児教育の経験				
あり	34	75.6%	9	12.0%
なし	11	24.4%	66	88.0%
(χ ² =49.909, P<0.001)				
障害児教育経験ありの者の経験年数（年）	3.2±2.4		4.0±4.0	
障害児の有無				
いる	45	95.7%	27	31.0%
いない	0	0.0%	58	66.7%
わからない	1	2.2%	0	0.0%
無記入	1	2.2%	2	2.3%

く（P<0.001）、教育経験年数もA群の方がやや長かった。

特殊学級や養護学校対象となる児童（以下障害児とする）の有無については、「いる」と回答した者がA群では45人（95.7%）、B群では27人（31.0%）であった（表1）。

2) 障害児数

生徒数の平均（不明を除く）をみると、A群（N=37）では371.2±190.3人、B群（N=84）では160.7±127.2人とA群の方が多かった（P<0.01）。

特殊学級のないB群で、障害児が「いる」と回答した27人の内訳は、特殊学級対象児童が27人、養護学校対象児童が14人であった（人数無記入の3校を除く）。障害児の頻度は0.3～4.8%となり、学校規模とは必ずしも関係していない。「いない」と回答した学校も含めて全体での頻度を出すと約0.3%となった。

3) 特殊学級・養護学校の対象となる児童の父母との話し合い

特殊学級・養護学校対象となる児童の父母と話し合いを持った者は、A群では38人（80.8%）、B群では障害児のいる29人のうち20人（69.0%）と、A群の方が話し合いを持っている者が多かった

表2 特殊学級への入級に関する父母との話し合いの有無

	A群 (N=47)		B群(障害児のいる学校のみ)(N=29)	
した	38	80.8%	20	69.0%
しない	3	6.4%	7	24.1%
不明	6	12.8%	2	6.9%

($\chi^2=15.038, P<0.001$)

表3 特殊学級入級に関する父母との話し合いの内容(複数回答)

	A群 (N=35)		B群 (N=20)	
特殊学級を希望して選択、拒否はしていない	17	48.6%	3	15.0%
ノーマライゼーションの考え方(地域の学校で健常児と一緒に)	8	22.9%	11	55.0%
健常児とのふれあいが、子どもの成長・発達にプラス	5	14.3%	8	40.0%
地理的条件(養護学校が遠い等)	2	5.7%	0	0.0%
物理的条件(人数が少ない等で設置できない)	0	0.0%	3	15.0%
両親や周囲の特殊学級への理解不足・偏見	7	20.0%	0	0.0%
子どもの障害に対する認識の違い(子どもの障害を实际より軽くみている等)	2	5.7%	0	0.0%
特殊学級・養護学校を見学したが、子どもの能力とはあわない	0	0.0%	4	20.0%
その他	2	5.7%	1	5.0%

($P<0.001$, 表2)。

話し合いの内容(自由記述)をまとめると、A群では最も多かったのは「子ども自身のために特殊学級を希望している(17人)」であった(表3)。

B群では、「子どもの将来、地域で生きていくことを考え、地域の子どもと同じ学校に通い人間関係をつくってほしいから」といったノーマライゼーションの考えによるものが最も多く11人であった(表3)。

4) 特殊学級設置の必要性

特殊学級を設置する必要があるかについては、不明を除き、すでに設置しているA群では40人全てが「はい」と回答している。B群では、

表4 どのような特殊学級を必要とするか(複数回答)

	A群 (N=40)		B群 (N=19)	
個々の子どもの発達段階にあわせた教育をするために	9	22.5%	3	16.7%
個々の子どもの学習をフォローするための特殊学級は必要だが、交流は大切に	3	7.5%	2	11.1%
個にあわせた教育をするため教員を加配	0	0.0%	2	11.1%
マンツーマンの指導ができるように	0	0.0%	5	27.8%
知的障害児学級	23	57.5%	4	22.2%
情緒障害児学級	7	17.5%	0	0.0%
その他文部省基準の特集学級	5	12.5%	4	22.2%
その他	3	7.5%	0	0.0%

「はい」と回答している者が19人(27.5%)、「いいえ」が50人(72.5%)であった。

必要とされている特殊学級(自由記述)は、文部科学省の設置基準に準ずる特殊学級の他は、両群ともマンツーマン、あるいは個々の子どもの発達にあわせた教育ができる場としての特殊学級を望んでいた(表4)。

B群の中で、「必要ない」と回答した者の理由は、「対象児がいない」が37人と最も多かった。

2. 特殊学級担任に対するアンケート調査より

1) 特殊学級の状況

Y県内の特殊学級のある61校のうち51校の教師から回答を得た(回収率:83.6%)。1学校あたりの学級数は「1学級のみ開設」が39校(76.4%)と最も多く、「2学級」が11校(21.6%)、「3学級」が1校(2.0%)と、全部で64学級となった。

担任の数は、担任一人が43校(84.3%)、複数担任をとっている学校が8校(15.7%)であった。記載のあった担任数は全部で74人であり、その担任経験年数の平均は 17.1 ± 9.3 年(経験年数が不明であった9人を除く)、特殊教育での担任経験年数の平均は 4.2 ± 4.6 年(特殊教育経験年数が不明であった7人を除く)であった。

学級の種類は、不明である6学級を除き、知的障害児が47学級(81.1%)、情緒障害児が8学級(13.8%)、肢体不自由が2学級(3.4%)、病弱児

が1学級(1.7%)であった。通常級との交流は、時間数等の違いはあるが、全学級が何らかの形で交流をしていた(不明1校を除く)。

2) 障害児の数と状況

特殊学級に在籍する児童は合計177人(男児104人, 女児69人, 性別不明4人)であった。また, 通常級に在籍して通級してくる児童が5人(男児4人, 女児1人)であり, 両者を含めると182人が特殊学級で学習していることになる。

次に, これら障害児の状態についてみると(詳細が不明であった4人を除く), 知的障害が最も多く142人(79.8%: 男児90人, 83.3%: 女児52人, 74.3%)であった。次いで情緒障害児が26人(14.6%: 男児14人, 13.0%: 女児12人, 17.1%)であった。

これらのうち, 重複障害のある児童は77人(43.3%), 障害に対して医療を必要とする児童は61人(34.3%), 基本的生活習慣が自立している者は77人(43.3%)であった(表5)。なお, 医療を必要とするのは女児31人(44.3%), 男児30人(27.8%)と女児の方に多かった($P < 0.05$)。また, 就学の適正状況を学校保健法の基準に即して判断してもらったところ, 養護学校の対象となる者が31人(17.4%)であった。逆に一般学級でやっていけると思われている者が28人(15.7%)であった。

3) 養護教諭との関わり

養護教諭との関わりについては, 日頃から話し合い, 連絡は取れているかについてきいたところ, 「よく取れている」と回答した者が21人(41.2%), 「普通」が26人(51.0%), 「やや少ない」が4人(7.8%)であった。その具体的な内容は, 最も多かった事柄が「日々の体調について」など日常の健康観察であった。次いで, 「女児の視力が弱いのでそれについての対応」, 「身体的な面で医療を必要としている子に対し学校での相談相手になってもらう」といったように障害やその対処法, 「家庭の問題もあり, なかなか医療面の配慮について, 重い腰を上げない家庭もあるので, その指導をどうしたらよいか相談」, 「てんかんを持っている子がいるので, 家庭との連絡」など保護者への指導や連絡, 「児童の家へ家庭教育を期待できないこともあり, 歯磨き指導を週1回設定してもらっている」といった障害児への生活

表5 障害児の基本的な生活習慣の自立, 就学の適正状況, 重複障害の有無, 及び医療の必要性

	基本的な生活習慣					就学の適正状況					重複障害			医療の必要性		
	自立	ややよい	不良	不明	一般	特殊学級	養護学校	不明	あり	なし	不明	あり	なし	不明		
男児 (N=108)	44 (40.7%)	46 (42.6%)	18 (16.7%)	0 (0.0%)	17 (15.7%)	69 (63.9%)	22 (20.4%)	0 (0.0%)	46 (42.6%)	60 (55.6%)	2 (1.8%)	30 (27.8%)	76 (70.4%)	2 (1.8%)		
女児 (N=70)	33 (47.1%)	25 (35.7%)	11 (15.7%)	1 (1.4%)	11 (15.7%)	47 (67.1%)	9 (12.9%)	3 (4.3%)	31 (44.3%)	37 (52.9%)	2 (2.8%)	31 (44.3%)	39 (55.7%)	0 (0.0%)		
全体 (N=178)	77 (43.3%)	81 (45.5%)	29 (16.3%)	1 (0.6%)	28 (15.7%)	116 (65.2%)	31 (17.4%)	3 (1.7%)	77 (43.3%)	97 (54.5%)	4 (2.2%)	61 (34.3%)	115 (64.6%)	2 (1.1%)		

($\chi^2 = 4.051, P < 0.05$)

表6 特殊学級担任と養護教諭との具体的な関わり
(N=51:自由記述・複数回答)

	回答者	%
障害やその対処法を知る	10	19.6%
日常の健康観察など	28	54.9%
保護者への健康指導や連絡	5	9.8%
排泄を失敗したときの対処	3	5.9%
性教育	3	5.9%
障害児に対しての生活指導	5	9.8%

指導であった(表6)。

また、養護教諭が特殊学級の児童を一般学級の児童と比較してどの程度把握していると思うかきいたところ、把握が足りないと答えた者はいなかった。「一般学級の児童と同様」と回答した者が15人(29.4%)、一般学級の児童以上に「よく把握している」と回答した者が35人(68.6%) (不明1人)であった。

4) 特殊学級担任としての心配や悩み

特殊学級担任として心配や悩みがあるかきいたところ、「ある」と回答した者が44人(86.3%)、「ない」と回答した者が6人(11.7%) (不明1人)であった。

その内容で最も多かったものは、障害や知的レベルが異なるため、個々に対応した指導法や教育内容に関わることであった(33人:75.0%)。次いで「子どもに自分の身体の発育や異性とのつきあい方をどう教えていったらいいか」、「てんかんなどの合併症に関する知識がない」、「自閉症児などの特異な行動にどう対応していいか悩む」など、障害やその対処法に関するものであった(9人:20.5%)。その他は、交流級を含めた一般学級の児童との関わり(8人:18.2%)や、教員や一般学級の子ども達の理解に関するもの(8人:18.2%)であった。

III 考 察

近年では、学校の選択において保護者の意見が反映されることも増え、通常の学級に在籍する障害児も多くなっているといわれている。その実数については、障害の種類、程度等明確でないため明らかにされていない。「一般的な規模以上の

小学校であれば、通常の学級に在籍する障害児のケースが1~2は存在している」¹⁾といった指摘もある。今回の調査においては、特殊学級のないB群において約0.3%の障害児が通常級に在籍していた。しかし、学校教育法施行令第22条3の就学基準に従い、養護学校対象、あるいは特殊学級対象の児童の有無について校長によるアンケートから検討していること、また特殊学級のある学校での通常級の在籍の状況が明らかにできなかったため、実際の数よりは少ないと思われる。

通常、障害児の場合、学校の選択に際し、就学時健診後就学指導が行われ、そこでの話し合いの結果、就学先が決められるが、中村によると¹⁾、就学指導委員会で障害児学級・養護学校の判定を受けていたが通常学級に就学した児童が3~4割いた(多摩調査:多摩地区公立小学校長会,1990)という。その理由として多摩(前述)と埼玉(埼玉県立南教育センター,1991)の2つの調査結果を紹介しているが、前者では、普通学級でないと社会性が伸びない、障害を認めない、普通学級が唯一の治療などであった。後者では、特殊教育への考え方や理解不足、偏見による理由が大きな比率を占めていたという。

また、福井県での調査(通常の小学校へ就学した者の適応状態—1984~1988年の5年間)^{5~9)}によると、知的障害児の場合、就学時に特殊学級あるいは養護学校を勧められた者の約10%が保護者の希望で通常の学級に就学しており、その理由は、1)社会性をつけさせたい、2)健常児の中の方がよく育つ、3)特別扱いを受けたくないといったことである。今回の調査では、A群では8割がB群では障害児のいる場合に7割が特殊学級や養護学校の対象となる児童の父母との話し合いが持たれていた。その内容としては、A群では「特殊学級を希望して」が最も多かった(17/38)が、「きょうたいが行ってるから」などノーマライゼーションの考えから「通常学級で学ばせたい」(8/38)や「普通学級での交流を通して児の成長を望む」(5/38)などが多くみられていることから、保護者の意見で通常学級に行った者もあったであろうことが推測される。実際にB群での内容をみると、「子どもの将来、地域で生きていくことを考え、地域の子どもの同じ学校に通い人間関係をつくってほしい」などのノーマライゼーション

の考えに基づくものが最も多く(11/29)、次いで多かったのが「養護学校より普通学校の方が刺激になり子どもの発達にプラス」と考えているもの(8/29)であった。

しかし、わが国の教育制度上、必ずしも保護者の考え通りにはいかず、いろいろな問題がでてきている。我々がダウン症児において、現在小学校・中学校に通っている群と高校生以上の群とで検討したところ、統合教育に賛成のものは小・中学生では約45%、高校生以上では約20%というものであった。どちらともいえないが前者では約半数、後者では約70%であり、残りの数%が反対であった¹⁰⁾。いずれの群も賛成の理由は、子ども同士の交流や相互理解、子ども自身の成長、周囲の理解などであったが、どちらともいえないや反対の理由として、受け入れ側の状況による、低学年はいいが高学年では無理、子どもにあった教育を受けた方がよい、子ども自身がついていけずに無理をすることになり親子ともストレスといったように、教育面で子どもにとって満足のいく状況にはならないようである。

前述の福井の調査では、児童によっては、学習内容が困難であったり、他の児童に対するいたずらやちょっかいが見られたり、登校をいやがったりなどの問題があることが指摘されている。緒方¹¹⁾は、通常の学級に在籍する軽度の知的障害児で学校への不適応を示した事例3例を調査しており、いずれも学年が進むに従い学級での活動に参加することが困難になり、そのため成功感や成就感を体験する機会が減り、逆に失敗経験が多くなったために登校することが苦痛になったという。特殊学級であれ、通常学級であれ、学年が進むに連れうまく人間関係を築けず、どうしても孤立しがちな児童に対する精神的なケアはもちろんであるが、形式的だけではなく実質的にどのように居場所を確保していくか、一緒にいるメリットをいかせるようなプログラム、指導方法など考えていく必要がある。

一方で、特殊学級が「重度化・重複化」「多様化」といわれて久しいが、今回の調査でも、重複障害のある児童が43.3%、養護学校が適正と判断される児童が17.4%、基本的な生活習慣においても不良と判断される児童がやはり16.3%という状況であった。実際に特殊学級で担当している教師の

心配や悩みをみると、「子どもの知的レベルなどが違い、同時に学習しようとしても、学習がなかなか成立しない」など、個々の子どもに応じた指導の難しさが伺われる。さらに、今回の調査では詳細については把握できなかったが、障害に対して何らかの医療を必要とする児童が3分の1を占めており、また教師の悩みからも日常生活の中で障害児の発達や合併症などがわからないなどが問題とされていることから、障害児の保健医療に関する知識の不足が問題となっている。

養護教諭との関わりをみても、日常的な健康観察だけでなく、「障害やその対処法」、「障害児に対しての生活指導」などがあげられており、こうした障害児の専門家として頼られている。

しかし、養護教諭がこうした十分に答えきれているのであろうか。養護教諭は必ずしも看護資格を持っている者とは限らない。ましてや1997年の教育職員免許法の改正では養護教諭(一種)免許状取得に必要な養護の専門科目(基礎医学、保健学、看護学等)の取得単位数は減らされている。この中で、単位数こそ変わっていないが看護学はわずか10単位であることを考えると、障害児に関する理解を得ることはますます難しくなっていくのではないだろうか。また、今回の調査では学校規模が大きい学校ほど特殊学級を設置しているが、学校規模に関わらず養護教諭が基本的には各学校1人の配属では、きめ細かく対応していくには限界があるのではないだろうか。

荒木らは¹²⁾、通常の学級に在籍する軽度障害児の対応に関して、専門的知識・技術を必要とする場面も多く、担任一人の個人的努力では限界があるとして、その支援・援助のために学校、家庭、地域教育機関、通級指導、公的支援、療育機関等の連携のあり方についてF市の巡回教育相談員(通常の学級に在籍する障害児に対して直接または担任を通じて支援・援助を行う非常勤職員)の事例を通して検討している。内容は、巡回教育相談員が中心となり医療機関・教育機関から資料を収集し、学校長、担任教師、ことばの教室担当教師、保護者、指導主事、介助員等で1か月に1回ケース会議を開き、対象児の個別の教育計画を作成し、指導していったというものである。その結果、児自身も自信を持てるようになるなどの効果がみられたという。いくつか問題は残されている

とはいうものの、多くの関係機関が連携することの重要性を示唆するものであろう。教員の研修、学校内の協力関係をつくっていただくだけではなく、外部の関連機関との関係づくりも重要となってくる。これは通常学級に在籍する児童の問題だけではなく、特殊学級でも同じであろう。また、今後ますます医療的ケアを必要とする児童が増えることが予想されることを考えると、医療機関との情報交換、関係づくりも必要となってくる。学校と医療機関を結ぶ専門家としての養護教諭の役割に対する期待は大きくなっていくものと思われる。

稿を終えるにあたり、お忙しい中調査にご協力いただきました学校長、並びに特殊学級担任の先生方に心より御礼申し上げます。

本研究の一部は第58回日本公衆衛生学会において発表した。

(受付 2002.10.11)
(採用 2003. 6.23)

文 献

- 1) 中村尚子. 通常の学級に在籍する障害児の教育に関する調査・研究の動向. 障害者問題研究 1994; 22: 58-69.
- 2) 宮崎直男. 軽度発達障害児の現状と課題. 発達の遅れと教育 1997; 475: 6-9.
- 3) 原美智子, 江川久美子, 中下富子, 他. 知的障害児と肥満. 発達障害研究 2001; 23: 3-12.
- 4) 杉山登志郎. 自閉症児の健康な生活. 発達障害研究 2001; 23: 13-21.
- 5) 福井県特殊教育センター. 小・中学校に就学した心身障害児の適応状況について. 福井県特殊教育センター年報 1984; 1: 68-71.
- 6) 福井県特殊教育センター. 小・中学校に就学した心身障害児の適応状況について(2). 福井県特殊教育センター年報 1985; 2: 79-85.
- 7) 福井県特殊教育センター. 小・中学校に就学した心身障害児の適応状況について(3). 福井県特殊教育センター年報 1986; 3: 68-75.
- 8) 福井県特殊教育センター. 小・中学校に就学した心身障害児の適応状況について(4). 福井県特殊教育センター年報 1987; 4: 50-57.
- 9) 身障害児の適応状況について(5). 福井県特殊教育センター年報 1988; 5: 49-58.
- 10) 飯島久美子, 近藤洋子, 渡邊タミ子. 地域で生活するダウン症候群児とその家族における生活上の問題点. 小児保健研究 2002; 61: 788-798.
- 11) 緒方明子. 軽度精神薄弱児の学校適応をめぐる緒問題. 国立特殊教育総合研究所紀要 1990; 17: 97-106.
- 12) 荒木順司, 大塚美紀. 通常の学級に在籍する軽度の知的障害児に対する教育機関の連携による指導事例. リハビリテーション連携科学 2000; 1: 103-115.

A STUDY OF CHILDREN WITH SPECIAL NEEDS IN MAINSTREAM SCHOOLS AND THE ROLE OF NURSING TEACHERS

Kumiko IJIMA^{*}, Miyuki SHIJOU^{2*}, and Haruo HIROSE^{3*}

Key words : children with special needs, mainstream schools, nursing teacher

Objective Principals of elementary schools and classroom teachers of classes for children with special needs were surveyed by questionnaire to identify the features of children with special needs in mainstream schools and the role of nursing teachers.

Methods Subjects in Y prefecture were asked to consider several items including the following: 1) presence in class of children with special needs; 2) presence of a child with special needs who was a target of a class or a school for children with special needs; 3) presence of education for special needs experience; 4) obstacles that such children face; 5) the relation with a nursing teacher from June to August in 1998.

Results 1. There was no class for children with special needs in 87 among 135 schools. Children with special needs were present in 27 out of 87 schools, and the frequency of children with special needs was about 0.3% in mainstream classes.

2. The total number of children in classes for special needs was 177 including 142 (79.8%) with intellectual disabilities, 77 (43.3%) with complex disabilities and 61 (34.3%) requiring medical care.

3. Ninety percent of teachers of special needs classes asked a school nurse about health care for special needs and how to cope with matters relating to disabilities.

4. Ninety percent of teachers of special needs classes were concerned about matters such as the method of teaching and coping with matters relating to disabilities.

Conclusion The survey found that there are children with special needs in mainstream classes. The situation with the disabilities is an appreciable number of complex, so teachers of special needs classes had many concerns. Those teachers are inclined to be isolated in school. To achieve good educational outcomes for children with special needs it is important to develop a systematic network between school and experts such as medical doctors and educational professionals. Nursing teachers could play an important role in their relation with medical specialists.

* University of Yamanashi

^{2*} Minami-Alps City Office

^{3*} Attached School for Handicapped Children, Faculty of Education, University of Yamanashi